

「市町村担当者のための
成年後見制度に関する講座」

大阪府下における成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業の円滑な推進を図るため、成年後見制度に関する講座を下記の要領で開催いたします。大阪府下全市(区)町村福祉担当者のほか、社会福祉協議会等の担当者も是非ご出席ください。

対 象 大阪府下全市(区)町村の成年後見制度担当者
日 時 平成15年12月2日(火) 午前10時～午後5時
会 場 大阪弁護士会館6階ホール

大阪市北区西天満2-1-2 TEL 06-6364-1238

地下鉄御堂筋線「淀屋橋」①出口 徒歩12分

資料代 無 料
参加定員 200名

プログラム案

- 9:30 受付開始
- 10:00～11:30 講座Ⅰ【成年後見制度の概要と市町村長申立の意義】
制度概要と市町村長申立や後見人報酬助成の位置づけを理解する
- 11:30～12:00 講座Ⅱ【大阪府における制度利用の実態】
- 13:00～14:45 講座Ⅲ【成年後見人の職務の実際】
事例紹介を通じて弁護士受任ならびに社会福祉士受任の実際の後見実務を知る
- 15:00～16:30 講座Ⅳ【申し立て手続の実際と要綱案説明】
市町村窓口での相談受付から申立までの具体的手続の進め方及び
日本弁護士連合会ならびに(社)日本社会福祉士会作成の要綱案を理解する。
また、地域福祉権利擁護事業との関係を具体例を通じて理解する
- 16:30～17:00 質疑応答
市町村担当者向け相談窓口設置について

後援 大阪府 大阪市

お申し込み：裏面の申し込み用紙をご利用ください。(11月20日必着)

12月2日「市町村担当者のための成年後見制度に関する講座」申込書

		申し込み日	月	日
所		属		
市町村名		部署名		
連絡先電話番号		()	-	
フリガナ		フリガナ		
氏名		氏名		
フリガナ		フリガナ		
氏名		氏名		

※ 申し込み締め切り **11月20日(木)**

一市町村あたりの人数制限はありません。何人でもお申し込みいただいて結構です。但し、申込者が定員に達した時点で、締め切らせていただきます。

※ 質問したいことがあれば、お書きください。

お問合せ・お申込先

大阪弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」

(事務局 武田)

電話 06-6364-1238

FAX 06-6364-5069 (お申込はFAXで)